

ヘアカット費用を補助します



ヘアドネーションとは？

小児がんや先天性の脱毛症などで頭髪を失った子どもたちへ、医療用ウィッグを無償で届ける活動です。

三芳町では町内の活動協力店舗(サロン)で受けるヘアドネーションカットの費用を補助します。

対象者:三芳町に住所のある方

髪の毛を寄付するまでの流れ STEP 1 → STEP 5(詳しくは裏面)

STEP 1
寄付できる髪が確認

STEP 2
町へ申し込み

STEP 3
認定証の受取・予約

STEP 4
サロンでカット

STEP 5
ご自身で郵送

補助額

- ヘアドネーションカットに必要な実費額(上限6,000円)
- それ以外のサービス(カラー、パーマ等)は頭髪寄付者の自己負担です。
- 後日町から活動協力店舗に補助金を支払います。

STEP 1 こんな髪の毛が寄付できます(補助金の対象となる町の基準)

長さ	状態	乾いた髪
31cm以上 切り口から毛先まで 31cm以上の長さが必要です。	ダメージなし カラー・パーマ・白髪・グレイヘア (白髪染め・ブリーチ含む)でない こと。	濡れた髪は不可 完全に乾いた状態でカット します。

お申込みからカットまでの流れは 裏面 をご覧ください

カット期限
令和9年3月31日まで

髪の毛を寄付するまでの流れ

お申込みから郵送までの5ステップ

STEP
1

寄付できる髪を確認する

切り口から毛先まで長さ31cm以上／カラー・パーマ・白髪でない／完全に乾いた状態。(詳しい条件は表面をご覧ください)

※ヘアドネーション後の頭髪を整えると、予想以上に短いヘアスタイルになることがあります(仕上がりに関して町は関知いたしません)。

STEP
2

町へ申し込み

カットの前に事前申込が必要です。健康推進課の窓口・郵送・町ホームページの電子申請で「実施認定申込書(様式第3号)」を提出します。町内活動協力店舗以外でのカットは補助の対象外です。補助の対象はヘアドネーションカットに必要な実費額(上限6,000円)であり、それ以外のサービス(カラー、パーマ等)は自己負担です。また実費額が6,000円を超える場合、超過分は自己負担です。

STEP
3

認定証を受け取り、サロンを予約する

認定証が届いたら、町HP掲載の「町内活動協力店舗」から予約。予約時に必ず「三芳町の補助を利用する」とお伝えください。料金は店舗により異なります。

注:原則認定書交付から2か月以内にカットしてください。ただしカット期限は令和9年3月31日までです。

STEP
4

サロンでカットを受ける

当日は「認定証兼実施依頼書(様式第4号)(原本)」を店舗へ提出し、カット。
ヘアドネーションカットに必要な実費額が6,000円以内の場合、自己負担額はありません。
後日町から活動協力店舗に補助金を支払います。

STEP
5

髪の毛を受け取り、郵送する

サロンから受け取ったレターパックに寄付先の宛先を記入し、カット当日にご自身で投函します。

<主な寄付先団体> 特定非営利活動法人 Japan Hair Donation & Charity(JHD&C)
株式会社グローウィング「つな髪プロジェクト」
※受入条件は各団体のホームページでご確認ください。

ご利用の前に必ずお読みください

- 当日サロンの判断で寄付不可(長さ不足・傷みが激しい等)となった場合は本事業の対象外となります。
- 仕上がりが予想以上に短い髪型になる場合があります。髪型の仕上がりについて町は関知いたしません。
- カラー・パーマ等の対象外サービスを同日に行う場合、対象外サービスの金額は全額自己負担です。
- 実績報告のため、活動協力店舗が「カットした髪とレターパックの写真」を撮影します。

お申込み・お問い合わせ
三芳町 健康推進課 健康推進担当
窓口・郵送・町ホームページ(電子申請)で受付

住所 埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1
TEL 049-258-0019(内線188~191)
FAX 049-274-1051
メール choju@town.saitama-miyoshi.lg.jp



▲ 町ホームページ
(電子申請はこちらから)